

人工物がジェンダーをもつとはどのようなことなのか

Towards Making Sense of Gender of Artifact

西條 玲奈*

1 導入

本稿の目的は、人工物に「男性」や「女性」といったジェンダーを帰属することが意味をなすなら、それはどのようにしてなのかを説明することである。人工物とは、人が特定の目的のために作り出した事物を指す。もちろん、街中の信号機、移動に利用する車や電車、仕事で利用する工具など、人工物の中にはジェンダー的な特性を見出すことなく使用されているものも少なくない。とりわけジェンダーが意識される人工物として、本稿において念頭におかれているのは、人工音声や人に似たアバターをインタフェースとするスマートスピーカーやアシスタントソフトウェアなどの機械、あるいは人型ロボット（ヒューマノイド）である。人とパーソナルなインタラクションを行う機械にジェンダー性質が付与されることについて、批判や懸念が示されている。2019年5月にUNESCOが出版した報告書¹⁾では、アップル社のSiriやアマゾン社のアレクサなど、AI技術を用いた音声アシスタントの音声初期設定では女性的なものであり、一様に従属的なふるまいをするように設計されているとの指摘がある。こうしたデザインは女性に対する偏見を反映しているので、デジタルアシスタントには中立的な機械的ジェンダーを採用すること、またジェンダーに由来する侮蔑的な言葉をユーザーが使わないようプログラムすべきなど、開発者向けの提言を行なっている。人工物に帰属さ

* 京都大学大学院文学研究科教務補佐員

れたジェンダーが性差別につながるものとして懸念されたケースだと言えるだろう。

しかしそもそも人工物がジェンダーをもつといえるだろうか。これらの機械は生物でもなければ有性生殖も行わないのだから、生物学的な意味での性別を見出そうとしても意味をなさない²⁾。また、人工物は原則として人のように意識をそなえた存在ではないのだから、もの自身が性別に関して自分を何ものと思うか、どのように自分を表現したいかというジェンダーアイデンティティを問うてもやはり意味をなさない。あるいは、人工物のジェンダーとは、その作り手のジェンダー理解を反映して決められている、という言い方は可能かもしれない。その場合の「反映」とはどのように行われるのだろうか。

本稿では、人工物へのジェンダー帰属がどのように成立するかを説明し、その上で問題の少ないジェンダーデザインの特性を分析することを試みる。そのために、まずは人工物のジェンダーを説明するという試みが、どのような哲学上の議論に位置付けられるかを確認し、アイデアの源泉を提示する。その上で、人工物のジェンダー概念を、人のジェンダーを構成するアイデンティティと社会的な規範的性質という二つの要件を参照しながら説明する。特に人工物のジェンダーを特定するとき、その根拠になるのがジェンダーごとに結びついた規範的性質をあらゆる多様なジェンダーマーカーであることを指摘する。これをふまえて、相対的に性差別的でないジェンダーデザインを分析する。

2 分析フェミニスト哲学におけるジェンダーの定義

人工物のジェンダー概念を明らかにするという本稿の試みは、分析フェミニスト哲学におけるジェンダーの定義に関する一連の議論からの派生として位置付けられる。分析フェミニスト哲学とは、概念の分類や整理を行う英

語圏の分析哲学の手法を用いて、性差別に関わる問題を論じる哲学の一分野である。ジェンダーを定義する試みが盛んとなる背景には、ジェンダーに関する本質主義の議論と関わる。これらの議論を参照すれば、人のジェンダー概念には、ジェンダーアイデンティティと社会集団としてのジェンダーという異なる二つの側面がそれぞれ重視されていることが見て取れる。そしてこの二側面は、人工物のジェンダーおよびその表現が問題視される理由を理解する上でもやはり重要なものだ。本節では、マリ・ミッコラによるジェンダー本質主義に関する一連議論の流れを参照しつつ、手短かに確認したい (cf. Mikkola, 2017)。

ジェンダー、とくに誰が女性かという定義は、フェミニズムの文脈では批判的な含みをとともに言及されることが少なくない。その理由は、女性とはしかじかである、というを定義することで、女性であるための条件を認めることになるからである。その結果、女性として人生を送っている人であるにもかかわらず、条件を満たさないがゆえに女性集団から排除されるという事態が生じてしまう。このように、女性や男性がなにものであるかを特定できるという発想はジェンダー本質主義と呼ばれ、ほぼ否定的な意味合いを帯びた用語として使われている。

こうしたジェンダー本質主義は、第二波フェミニズムとよばれる 1960 年代の米国を中心とする運動と結び付けられる。第二波フェミニズムの特徴は、女性の財産権や参政権といった法的な不平等の是正を求める第一波フェミニズムの運動とは異なり、より目に見えづらく、不可視化された性差別を告発する点にある。この時代の代表的な著作は 1963 年に初版が発行されたベティ・フリーダンの『女らしさの神話』*Feminine mystique* である³⁾。統計やインタビューを通じて、女性は自分が目指すべき理想の「女らしさ」が家事、結婚、育児、性的な受動性などにあることを規範として身につけていることを指摘する。彼女の仕事には性別が法や制度上の問題にとどまらず、女性が社会で活動することへのさまざまな障壁を指摘した点でフェミニス

トの運動においては価値があるものだ。しかし、こうした「女らしさ」の性質を規範とするのは、実は中産階級の白人女性に限定されている。そこでは他の階級や人種に属する女性の生き方や抱える問題が存在することすらわからない。第二波フェミニズムに対するフェミニスト内部からの批判点の一つは、暗黙のうちに「女性」と呼ばれる集団の成員すべてに共通するような経験や性質があるかのような語り方、すなわち本質主義を前提してしまうところに存する。本質主義の問題点の一つはこのような排他性である。

こうした第二波に対する批判的検討から起きた潮流は第三波フェミニズムと呼ばれている。第三波フェミニズムを特徴づける要素の一つは、女性集団の多様性やアイデンティティの複合性を強調する点である⁴⁾。エリザベス・スペルマンは、『本質のない女性』*Inessential Woman*において、女性らしさや男性らしさは文化に応じて異なるため、女性または男性でありさえすれば誰もがもつような性質を前提する立場を批判している (cf. Spelman 1988)。

またキンバール・クレンショーは、インターセクショナルリティ (交差性) というアイデアを提示する (cf. Crenshaw, 1989)。人の社会的アイデンティティは、ジェンダーのみならず、人種、階級、宗教などさまざまな社会的性質の共通部分であることを表す概念である。現実のわれわれのアイデンティティが複合的であるという点もまた、排他性に加えてジェンダー本質主義が批判される理由の一つである。

しかしながら、もし女性集団の多様性を重視するならば、労働者階級の女性、黒人女性、イスラーム教徒の女性などに女性の下位集団の中にもまた多様性を認めねばならないだろう。女性であれば共有される経験や性質が存在するか疑わしいように、労働者階級の女性や黒人女性だから共有されるものがあるかもまた疑わしい。ウマ・ナーラーヤンが指摘する通り、ジェンダーについての普遍主義的本質主義は、文化相対的本質主義に帰着するだけのようと思われる (cf. Narayan, 1998)。そうだとすれば、結局のところ本質主義に抵触せず語りうるのは個人の体験のみである、ということにもなるだろ

う。

こうした個人主義とも呼べる立場は、社会にひそむ性差別の理解をかえって阻む側面もまた含むように思える。というのも、もし女性集団が誰であるのか語るができないならば、「女性は一般に男性よりも所得が低く、意思決定をする重要な立場に就任しづらい」といった、社会の構造的な性差別を語る時に、その不正を被る人々が誰であるのか特定できないことになるからだ。もちろん、反本質主義の立場に立脚した批判は、個人の生のかげがえのなさ uniqueness を損なわないために必要なものである。アイリス・マリオン・ヤングがスペルマンの文化相対的な女性のアイデンティティという着想を批判し、個人に焦点を当てるあまり社会集団としての女性が被る性差別を見えづらくなってしまふという懸念は的を射たもののように思われる (cf. Young, 1997)。

こうした背景で登場したのが、ジェンダーについての新実在論もしくは反本質主義と呼ばれる立場である。女性集団の定義が問題になるのは、特定の性質を持たねばならないと主張する結果一部の女性を排除してしまうという排他性、個人のアイデンティティは多様な社会的性質から構成されるという複合性を捉え損ねる点にあった。サリー・ハスランガーは、これらの問題点を回避すれば、女性に対する社会的な差別構造をとらえるという政治的目的に有用な定義を提出できると考える。彼女の提示した定義を簡単に説明すると、生殖に関する一定の役割が予想または観察されており、まさにそのゆえに社会的に従属的な立場にあれば女性、特権的な立場にあれば男性というものである⁵⁾。彼女の定義が排他性の問題を回避しているとは言い難い⁶⁾が、こうした定義の試みそのものはその後、個人のジェンダーアイデンティティと社会規範としての女性らしさのつながりを説明するための定義 (cf. Stone 2004)、やトランスパーソンの権利回復のために有用なジェンダーの定義 (cf. Jenkins 2018) などにつながるものといえる。

以上の議論を、その人が自分のジェンダーをどのように表明するかという

ジェンダーアイデンティティを損ねてはならない、という原則と、女性という社会集団が被る構造的な差別をいかにとらえるか、という二つの問題意識の緊張と調停としてとらえることができるだろう。

ここから見える一つの問題は、人工物のジェンダーが備える一般的な特性を述べるとしたら、それは悪しき本質主義に与することになるだろうか、という懸念である。人工物は先に述べた通り、自己意識をもたないので、みずから「自分は女性集団からないものとして扱われている」と苦しみ批判を行うことはありえない。しかし、人工物に与えられるジェンダー表現と、悪しき本質主義がもつ問題は無関係ではない。このつながりを理解するためには、社会規範として成立しているジェンダー規範に目を向ける必要がある。この社会規範としてのジェンダーという考えは、ヤングやハスランガーが念頭においていた、社会集団としての女性や男性という着想に類似したものである。以下では、おもに社会集団としてのジェンダーという着想を参照しながら、どのように人工物にジェンダー性質が帰属されるかを説明したい。

3 人工物のジェンダーとは何か

先に述べた通り、人工物は、有性生殖を行う生物種でもなければ、意識や感覚をもち自己規定を行う存在者ではない。それゆえ、生物学的性差を参照するような定義は原則として人工物には適用できないし、アイデンティティに訴える種類の定義も人工物にあっては意味をなさない。したがって、ジェンダーについての生物学的決定論が人工物のジェンダーにとって有益でないように、反本質主義の議論は人工物のジェンダーを考える上でも直接的には有益とは言い難い。もしも特定のジェンダーに結びつく性質がないのならば、自分がなにものであるかを表明することのない人工物にはジェンダーをどう帰属されるか説明することが難しいからである。そして人工物のジェンダーを理解する上で有益なのは、個人が影響を受けている社会的規範として

のジェンダーという側面である。ジェンダーアイデンティティの欠如と、社会規範としてのジェンダーという側面を理解するため、まずは人の場合を例に整理してみよう。

3-1 ジェンダー汎化とジェンダーマーカ

人のジェンダーを語る場合、倫理的観点からまず優先されるべきはその人のアイデンティティである。しかし人のアイデンティティは何もないところから突如沸き起こるものではない。その要因の一つは遺伝的なものであろうし、またその人の生きる社会状況もやはり個人のジェンダー構築に関与するだろう。

その人のジェンダーアイデンティティとは区別可能な、社会の中で特定のジェンダーと結びつく性質群をここではジェンダー規範的性質と呼ぼう。ジェンダー規範的性質は、特定のジェンダーに関する汎化言明（以下では「ジェンダー汎化」と呼ぶ）に現れる性質P群として表現できる。

【ジェンダー汎化】任意の x について、もし対象 x がジェンダー G であるならば、 x は性質 P_1, P_2, \dots, P_n をもつ。

ジェンダー規範的性質は時間や文化を通じて変化しうるし、時代状況にかかわらず比較的安定した性質もありうる。仮に、ジェンダーの下位区分である女性という性質に、「染色体 XX をもつ」、「妊娠できる」、「骨盤が広い」、「男性をパートナーに選ぶ」、「育児や介護といったケア労働を担う」という性質が規範的に結びつけられる社会が存在するとしよう。これらの性質が規範的であるとは、ある人が「女性であるならばこれらの性質をもつべきだ」⁷⁾ という判断の根拠として参照されることがその社会で起こりうることを意味する。

そもそも、こうしたジェンダー汎化は文字通りに成立することはほとんど

ない。どんな人でも女性であるならば染色体 XX をもつ、あるいは妊娠できるということはない。たとえば、成人のシス女性⁸⁾で妊娠できないひとは存在するし、若年や高齢の女性もまた妊娠能力を持たないことが多い。さらにトランス女性であれば、染色体 XX を持たないことが少なくない。このようにジェンダー汎化は、一般に、当該のジェンダーに属する個人を排除しなければ成立しない。先に反本質主義への批判で言及した通り、一部の人をそのジェンダー集団から排除してしまうがゆえに、ジェンダー汎化の主張をそのまま肯定することは、事実の記述としても倫理的にも問題があるのだ。

加えて、このジェンダー汎化に現れる性質群をもつならば、その人は当該のジェンダー G をもつ、という推論もしばしば行われる。いってみれば、人のジェンダーを特定する根拠として参照されるのがジェンダー規範的性質なのである。このように、特に対象のジェンダーを特定する根拠として使われる場合、その性質をジェンダーマーカーと呼ぶことにしよう。ジェンダーマーカーは次のような条件文に現れる性質群である

【ジェンダーマーカー】もし対象 a が性質 P1, P2, … Pn をもつならば、a はジェンダー G である。

ジェンダーマーカーを根拠として、ジェンダーを特定するというふるまいは非難されるべき場合も少なくない。とりわけ他人のジェンダーを本人の自己理解を無視してあれこれ推察することは暴力にもなりかねない。ただし、ジェンダーを特定することは自分自身にも成立する。つまり、自分が特定の性質を備えるがゆえにそのジェンダーアイデンティティを是認する⁹⁾、あるいは逆に特定の性質を欠くがゆえにアイデンティティにゆらぎを覚えるといったプロセスである。こうしたプロセスを個人がジェンダーアイデンティティを構築する現象としてとらえることもできるだろう。ひとのジェンダーアイデンティティは、自らによってまた他人によって見出されまた拒否され

るジェンダーマーカーへの反応の集まりと深く結びついている。

本節では、人のジェンダー概念を構成する要素として、ジェンダーアイデンティティと社会規範としてのジェンダーの二つを確認した。後者の社会規範としてのジェンダーは次の二つの側面から理解された。第一に特定のジェンダーに属する個人であればしかじかの性質をもつというジェンダー汎化に登場する性質をジェンダー規範的性質と呼んだ。第二に、対象のジェンダーを特定する際の根拠となる場合にはこうした性質群をジェンダーマーカーと称した。

これらの概念をもとに人工物のジェンダーがどのように帰属されるか、説明を試みよう。

3-2 人工物のジェンダー概念

社会的な自己意識を備えた人工物が登場しないかぎり、そのジェンダーを決定するのは、当該の対象のジェンダーを特定する際に根拠となるジェンダーマーカーである。前節で述べたように、特定の性質があるジェンダーを帰属する根拠になるのは、ジェンダーマーカーになる性質がジェンダー規範的性質だからである。すなわち、性質 P をもつ対象 a が特定のジェンダー G に属すると判断されるのは、ジェンダー G に属する任意の対象が当該の性質 P をもつという汎化言明が成立するからである。

ごく単純な具体例をあげよう。スマートフォン向けの自然言語の音声でユーザーインタフェースとするアシスタントソフトウェアがあるとすると。この音声は 135Hz ほどの音高で、人が発する音域が 65Hz から 525Hz とされていることをふまえると、やや低い声と言える¹⁰⁾。加えて、われわれの社会では、一般に男性は女性より声が低いとされている。このときデバイスから発せられる音声の音高は、男性のジェンダーマーカーとして機能する。

ただしこのように唯一のジェンダーマーカーによって対象のジェンダーが特定されるとは限らない。対象は複数のジェンダーマーカーを一般に備え

るだろうし、また各ジェンダーマーカーは対象のジェンダーの特定に貢献する度合いにおいても異なる。先に挙げたスマートフォン向けのアシスタントソフトウェアにもシアバターとして人の姿をした画像が設定されており、かつそのアバターには、多くの「女性」を示すジェンダーマーカーを持つとしたらどうなるだろうか。音声のみを聞いた場合の判断が覆り、そのジェンダーは「声が低めの女性」とみなされるかもしれない。

加えて、こうしたジェンダーマーカーによって対象のジェンダーが特定されると、そのほかのジェンダー規範的性質が効力をもつようになる。すなわち、一度男性や女性といったジェンダーが当該の対象について特定されると、男性（あるいは女性）であればしかじかの性質をもつはずだという予想もまた生じうる。このとき、特定のジェンダーに関するジェンダー規範的性質を多く備えれば備えるほど、その人工物は社会における保守的なジェンダー像を反映したデザインになるといえるだろう。

人工物のジェンダーはジェンダーマーカーを介して特定される。ただしこのときのジェンダーGとは人の場合と異なり、ジェンダーアイデンティティを含まない。それゆえ、人工物のジェンダー概念が意味をなすとすれば、それは人のジェンダー概念よりも単純といえる¹¹⁾。さらに、特定の性質がジェンダーマーカーとして機能するには、そのジェンダーに対する汎化言明が成立していなければならない。たとえば、先の例であれば、当該の社会で「男性であれば女性より声が低い」といった汎化言明が成立するからこそ、「声の低さ」という性質が男性というジェンダーを割り当てる根拠となる。それゆえ人工物のジェンダーが意味をなすのは、社会の中に成立するジェンダー汎化に登場する規範的性質を設計者がどのように選択し、表現するかにかかっているといえよう。

4 なぜ人工物のジェンダー規範的性質が問題になりうるか

以上踏まえると、冒頭で言及した AI 技術の応用におけるジェンダー不均衡に関する UNESCO の報告書で、なぜ初期設定が女性的な音声であるデバイスが懸念の対象となったかをよりはっきりと理解できる。それはジェンダーとジェンダー規範的性質という、性質同士の連関を是認する機能をもつからである。デバイス A がジェンダーマーカー P1 を備えている場合、ユーザーはそこから A はジェンダー G であると判断する。そうだとすれば、ジェンダー汎化より、A にはジェンダー G と結びつくほかの性質 P2、P3…、Pn もまたもつことを予想させる。

たとえば、「女性的」な音高の人工音声を備えるがゆえに、そのアシスタントソフトウェアに女性というジェンダーを帰属させたとしよう。しかもこのソフトウェアは、ユーザーの要望や問いかけに対して従順と受け取れる応答を返す、補助的なタスクを実行するといった機能を備えている。加えてこのデバイス A が流通している社会では、女性は補助的で従属的なふるまいをするものだというジェンダー汎化が成立している。現にアシスタントソフトウェアの機能は、ユーザーの問いかけに従順かつ丁寧に応答する、意思決定の主体というよりもユーザーの意思決定を補助するといったジェンダー G の規範的性質を備えている。このとき、ユーザーのジェンダー規範的性質に関する予想は正しいものとして裏書きされる。こうした経験は、ジェンダー G とその規範的性質の結びつきをより確信させることにつながるといえる。

人工物は人間と同じ意味でジェンダーを備えるとはいえない。しかしそのジェンダーの特定が意味をなすのは、その社会の中でジェンダーがどのような性質と紐づくかを利用しているからである。ジェンダーと特定の性質の結びつきが強化されることは、その性質を担う人間の個人にも影響を与えうる。人工物の表現にすぎないものが、なぜ人に影響を与えるのか。それはジェンダーマーカーとして機能する性質は人の場合も人工物の場合も同じ

だからである。

以上から、人工物に備わるジェンダー性質を問題視することは、少なくとも概念的に混乱していないことがわかる。ではジェンダーに関する規範的性質が問題視されるのはなぜだろうか。

その理由のひとつは、第2節で言及したジェンダーに関する本質主義に対する倫理的非難である。つまり、ジェンダー規範的性質をもたない人は当該のジェンダーである資格をもたないものとして排除される点であった。

もう一つは経験的な影響の問題である。一般にジェンダーバイアスやジェンダーステレオタイプと呼ばれるものが非難されるのは、当該のジェンダーをもつ個人のありように現実に影響しする場合があるからである。これはステレオタイプ脅威と呼ばれており、多数派に囲まれた環境にいると少数派の人は、ステレオタイプに即したふるまいをしてしまう現象を指す。たとえば、男子学生の多い状況と女子学生の多い状況で数学の試験を行うと、前者の場合では女子学生のスコアが落ちるといったものである (cf. Stroessner & Good, 2011)。

先に言及した通り、この種のジェンダー規範的性質は、人のアイデンティティの構築に役立つ側面を備えている。というより、こうした規範的性質があってはじめて、既存のジェンダー規範を受容することや、批判的にふるまうことが意味をなす。人間の個人の場合は、たとえどれだけ保守的なジェンダー規範を忠実に守ろうとも、その人の生き方である以上、他人がそれを変えさせることは不当に思われる。しかし、人工物は、自らの生き方を望み、実践する主体とは言い難い。そうだとすれば、人工物のジェンダーマーカーとして、無批判に保守的で有害なものばかりが採用されていた場合、それは設計者の固定的なジェンダー理解を肯定する態度の表明とみなしうる。それを非難するのは理に適うといえるだろう。

5 問題の少ないジェンダーデザインにはどのようなものがありうるか

5-1 ジェンダー中立的デザインとジェンダー批判的デザイン

それでは、ジェンダーステレオタイプの問題に抵触しないような設計をおこなうにはどうすればよいだろうか。本節では、ジェンダー的に問題の少ない設計のパターンとしてジェンダー中立的デザイン、およびジェンダー批判的デザインの二つを示す。ジェンダー中立的デザインとは、ジェンダーを既存のジェンダーの下位分類のいずれにもあてはまらないという意味である。一方ジェンダー批判的デザインとは、人工物のジェンダーが特定可能であるものの、当該ジェンダーのほかの規範的性質群を連想させない設計のことである。後者よりも前者のほうがジェンダー理解に関する問題に抵触しづらいという意味で、より問題の少ないデザインと言えるだろう。ジェンダー批判的デザインは、人工物の特性上ジェンダーマーカーを与える必要性の高いものを設計する場合の提案である。順を追って説明しよう。

ジェンダーに関する問題に抵触しないためには、ジェンダー中立的なデザインがもっとも妥当な方針だといえる。すなわち、ジェンダーマーカーとなる性質を極力排除するのである。冒頭で言及したスマートスピーカーやスマートフォンのアシスタントソフトウェアの場合、音声以外でも、そもそも名称が女性的である製品も少なくない。しかし製品に、男性的でも女性的でもない名前を与えることは可能だろう。かつこれらの問題視されていた製品も、ハードそのもののデザインを見て男性である、女性であるといったジェンダーを想起することはあまりないように思われる。そのほか、人間以外の動物を模した造形もそれ単独ではジェンダーマーカーになりづらい。イヌの骨格をモデルにしているソニーのAIBO、タテゴトアザラシの子どもをモチーフとしている医療用のセラピーロボットのPAROなどがその事例である¹²⁾。

しかし、ジェンダーの特定が起りやすく、中立的にデザインするのが難

しいモチーフも存在する。その典型が、人を連想させるデザインである。人工音声であっても男性的、女性的という分類が生じやすいのは、自然言語を用いているために、人間を連想しやすいからかもしれない。音声だけでなく、外観についても同様のことは成立する。人の顔立ちや骨格がモデルとなっていると、ジェンダーの特定が起りやすくなる。さらに、ジェンダー特性が重要な意味をもつ人工物も存在する。ラブドールやセックスロボットのよう、個人のセクシュアリティを満足させる、あるいはそこで表現されているジェンダーのありように愛着を抱くことが目指されている場合である。こうした人工物は設定されている目的の特性上、ジェンダーマーカーを備えざるをえない。

人工物に対するジェンダー特定が起りやすい場合、あるいは特定できるよう設計せざるを得ない場合、ジェンダー批判的デザインを採用することで、ステレオタイプの弊害をある程度軽減することを目指す。ジェンダー批判的デザインとは、先に述べたように、他のジェンダー規範の性質を予想させない、あるいは、人工物に特定されたジェンダーとは異なるジェンダーの規範の性質を与えることである。たとえば、女性的な音声をインタフェースとするアシスタントソフトウェアよりは、男性的な音声のほうが相対的に問題が少ないということである。

5-2 無標の問題

最後に、人に似たデザインとの関連で生じる、無標の問題を取り上げよう¹³⁾。無標とは、本稿でいうところのジェンダーマーカーがない状態の表現が、実は特定のジェンダーを前提するものとして機能していること指す。たとえば「医師」と区別して「女医」という性別をしめす表現をとまう有標の言葉がある。これは「医師」というジェンダー抜きの職業を表すだけの言葉が、男性のみを前提としていることを示唆している。言葉と同様のことが、人の姿を抽象化したデザインにおいても生じうる。たとえば、図1と図2の

ピクトグラムを見比べてほしい。

図1は「スカート」を連想させる服のかたちが女性のジェンダーマーカーとして機能する。対して図2は一見してジェンダーマーカーになりそうな特徴は見当たらない。ジェンダーを不問にしたまま人と理解できる図像である。

しかし、特に女性のジェンダーマーカーをそなえた図像と並列した場合、ジェンダーマーカーを欠いていることが、男性であることのジェンダーマーカーとして機能する。無標であるがゆえにかえってジェンダーを固定的に表現してしまうという現象は、ジェンダー中立的デザインを実現する上で特に考慮の必要な問題だろう。UNESCO（2019）で、男性的とも女性的とも異なる「ニュートラルな機械の音声」が推奨されているのは、ジェンダーマーカーの欠落が、特定のジェンダーのジェンダーマーカーとして機能してしまうことを防ぐためにも必要であろう。無標であることがジェンダーマーカーになるという現象は、特に人に類似したデザインを行う上で生じる問題である。それゆえ、人に似せた人工物の設計を行う際には、とりわけその事物に備わる性質がジェンダーマーカーとして機能しうるかどうかを検討する必要がある。



図1



図2

6 結語

人工物のジェンダー性質は、その設計に組み込まれたジェンダーマーカによって規定される。言い換えれば、ジェンダー性質と特定の性質群の結びつきが人工物のジェンダー特性を決めている。そして当該の対象がジェンダーマーカを備えるかどうかは、設計者の選択にかかっている。設計者が、ジェンダーマーカを選択し、見極めるということは、社会の中でどのような性質が特定のジェンダーと結びつくかを理解することである。こうした理解が成り立つには、社会がじっさいに女らしさや男らしさなどのジェンダー規範を作り上げていることが前提となるだろう。そして、人工物のジェンダーが設計者の選択に左右されるということは、既存のジェンダー理解に対してさまざまな態度を表明する余地が残されているということでもある。たとえば、人のジェンダーは、女性か男性のいずれかにあてはまるという男女二元論を相対化する革新的なデザインもできるだろう。本稿では、社会で成立するジェンダー汎化が規範的性質として機能するがゆえに、それらの性質が対象のジェンダーを特定する根拠となる構造を概念的に整理した。実際の開発や設計の場面では、多くの複雑な要素が総合的に対象のもつ印象を決定するであろう。そうだとすれば、有害なジェンダーバイアスを排除するには本稿の見取り図に加えて、さらに複雑なプロセスが要求されるはずである。とはいえジェンダーマーカを利用することで、人工物の設計は、作り手がどのような社会を目指すかを表明するプロセスであるという本稿の指摘は、意義のあるものと言えるだろう。

注

- 1) UNESCO, I'd Blush if I Could: Closing Gender Divides in Digital Skills Through Education, 17 May 2019, <https://en.unesco.org/news/new-recommendations-improve-gender-equality-digital-professions-and-eliminate-stereotypes-ai>
- 2) それゆえ本稿で言及する「ジェンダー」とは、生物学的性差と社会的性差の区別や関

係には言及せず、ほぼ社会的、文化的な性差の意味で用いる。

- 3) 本稿では初版から50周年を記念して発行された2013年版を参照した。
- 4) 加えて、ミッコラは、ジェンダーは男女のどちらかだとする男女二元論への批判、異性愛以外の女性のセクシュアリティのあり方を可視化するという議論を第三波フェミニズムを特徴づける要素としてあげている。
- 5) ハスランガーの定義が生物学的性差をもとにしているのは、他の社会的性質、特に人種とジェンダーの違いを区別する要素を示し、「人種」や「ジェンダー」が分析可能なものであることを示すためと思われる。彼女の定義は、女性や男性を一種の社会階級とみなし、その上下関係をもって各集団を定義するため、女性や男性であるから共通してもつべき内在的性質や経験は不要である。文化横断的な適用を念頭においていることが見て取れる。
- 6) ハスランガーの女性・男性の定義の倫理的問題は、トランスパーソンに対するミスジェンダリングを生じさせかねない点にある。「aは特定の生殖上の役割を果たすと予想される」という条件のみでは、性別適合手術を受けずに妊娠出産を経験するトランス男性を「女性」としてしまう可能性が高い。
- 7) 「あらゆる女性はしかじかである」事実が成立するとしても、そこから「あらゆる女性がしかじかであるべきだ」という規範を含む主張は、通常演繹的に導出されない。そうであっても、その汎化言明が社会で受け入れられている場合、個人はその通りのふるまいをするよう影響を受けることがある。いわゆるステレオタイプ脅威と呼ばれるものである (cf. Stroessner & Good, 2011)。
- 8) シス女性とは、この場合、出生時に割り当てられた性別を維持し続けている女性を指す。対して、トランスパーソンは、出生時に割り当てられた性別とは異なる性別表現や自己規定を行う人を指す。
- 9) 社会規範として成立するジェンダーマーカーが個人のアイデンティティの構築に寄与するという論点は、千葉 (2019) における「カテゴリー的性愛」という概念から着想したものである。千葉によれば、たとえばゲイ男性が自分の性的欲望を「男性である自分が男性を欲望する」と、男性性という規範的カテゴリーに訴えて規定することが切実な問題になる。とすれば、いかなる属性もはぎ取っても残る個人の固有性に対する「裸の」性的欲望として、マイノリティの欲望をとらえることは暴力的になるとさえ言えるだろう。千葉の指摘は、本稿の用語法でいえば、ジェンダーマーカーを積極的に備えることでジェンダーアイデンティティが確立されるケースに相当する。
- 10) 人の声および「男性的音声」「女性的音声」の音高の範囲に関してはアイオワ大学の下記のWEBページを参照した。同ページによれば、女性的音声とされる範囲は100-525Hz、男性的とされる範囲は65-260Hzである。<https://uiowa.edu/voice-academy/male-female-voices>
- 11) ジェンダーGが人のジェンダーを意味するならば、人工物は字義通りにはGをもつと

はいえない。このとき G をもつためにはジェンダーアイデンティティとジェンダー規範の両方が要件として含まれるからである。

- 12) コミュニケーションロボットのようにパーソナルなやりとりを構築しつつづける人工物の場合、インタラクションを通じてユーザーが対象とともに固有の歴史を作り上げる中で、「女の子」「男の子」という性質を読み込むようになることはありうる。これはデザインの時点でジェンダーが未決のままであるがゆえに、どのようなジェンダーをも与えることが可能になる。
- 13) 無標の問題という論点は 2019 年 1 月 12 日に立命館大学で行われた「間文化現象学と暴力からの人間存在の回復」研究会主催のワークショップ「ジェンダーと身体」研究会での質疑応答で指摘されたものである。

参考文献

- Crenshaw, K. (1990). "Mapping the margins: Intersectionality, identity politics, and violence against women of color". *Stan. L. Rev.*, 43, 1241.
- Friedan, B. Fermaglich, K. L., & Fine, L. M. (2013), *The Feminine Mystique*, 50th Anniversary Edition, W. W. Norton & Company.
- Haslanger, S. (2000). "Gender and race: (What) are they? (What) do we want them to be?." *Noûs*, 34 (1), 31-55.
- Jenkins, K. (2018). "Toward an account of gender identity". *Ergo*. <http://eprints.nottingham.ac.uk/53023/>
- Mikkola, M. (2017). "Gender Essentialism and Anti-Essentialism". In *The Routledge Companion to Feminist Philosophy* (pp. 168-179). Routledge.
- Narayan, U. (1998). "Essence of culture and a sense of history: A feminist critique of cultural essentialism". *Hypatia*, 13 (2), 86-106.
- Spelman, E. V. (1988). *Inessential woman: Problems of exclusion in feminist thought*. Beacon Press.
- Stone, A. "Essentialism and anti-essentialism in feminist philosophy". *Journal of Moral Philosophy*, 1 (2), 135-153, 2004.
- Stroessner, S., & Good, C. (2011). "Stereotype threat: An overview". Retrieved on, 9 (2), 2013. http://diversity.arizona.edu/sites/default/files/stereotype_threat_overview.pdf
- Young, I. M. (2017). Gender as seriality: Thinking about women as a social collective. In *Gender and Justice* (pp. 3-28). Routledge.
- 千葉雅也. (2019). 「カテゴリー的性愛と特異的性愛—対立しつつ共存する」『世界思想』, 2019 年 46 号, 世界思想社.